

循社第906号
令和5年3月15日

一般社団法人千葉県環境保全協議会長様

千葉県環境生活部循環型社会推進課長
(公印省略)

令和5年度産業廃棄物処理計画書等の提出について (通知)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力賜り厚くお礼申し上げます。さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び同法第12条の2第10項で定める多量排出事業者については、下記のとおり、同法第12条第9項等の規定による産業廃棄物処理計画書等の提出が義務付けられています。

つきましては、別添リーフレット「多量排出事業者による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書等の報告制度について」を参考に、要件に該当する場合には、処理計画書等を提出していただく必要がございますので、貴会員（組合員）への周知をお願いいたします。

記

1 処理計画書等

- (1) 令和4年度産業廃棄物処理計画実施状況報告書【法第12条第10項】
- (2) 令和5年度産業廃棄物処理計画書【法第12条第9項】
- (3) 令和4年度特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書【法第12条の2第11項】
- (4) 令和5年度特別管理産業廃棄物処理計画書【法第12条の2第10項】

2 提出期限

令和5年6月30日(金) (郵送の場合、必着)

3 その他

- ・各計画書及び報告書の様式・記載例は、千葉県ホームページからダウンロードしてご活用ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/haishutsu/keikaku.html>

- ・令和4年度から提出方法に電子メールを追加しましたので、詳細については、別添リーフレットを御確認下さい。

【担当】

千葉県環境生活部循環型社会推進課
資源循環企画室

TEL : 043-223-2758 FAX : 043-221-3970